

多文化社会における法概念の受容と衝突

河野, 俊行
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7603>

出版情報 : 法政研究. 72 (4), pp.161-161, 2006-03-23. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

「多文化社会における法概念の受容と衝突」

研究代表者 河野 俊行

以下の四講演は、九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）の助成を受けた「多文化社会における法概念の受容と衝突」の研究活動の一環として、二〇〇五年三月三日九州大学西新プラザにおけるシンポジウムにて報告されたものである。

経済のグローバル化の進展により、世界がモノカルチャー化の危機に瀕する一方、国際的人的移動の拡大に伴い、国民国家内の多文化・多言語状況が進行している。「国際レベルの文化多様性の保持」と「国内レベルにおける多文化の共存と接触・対話」を実現するために、法は何ができるのか。近年ますます重要性を増すこの課題に、多様な角度からアプローチを重ねてきた。

この一環として、本シンポジウムでは、ミュンヘン大学の三教授が、それぞれ異なった分野に關し「欧州統合により強まるヨーロッパ法の影響力とドイツ国内法との緊張関係」という共通の問題意識から報告され、さらに、ザラ

ンド大学のキウジ教授（ミュンヘン大学で教授資格を取得）は、ローマの外人統合とそのローマ法の展開に与えた影響について、現代的関心からも興味深いテーマに沿って検討された。最後に、本研究代表者である河野が、この秋のユネスコ総会に提出された文化多様性条約案の論点を紹介し、全体の議論を締めくくった（別に公表予定）。各講演の後では、ディスカッサントによるコメントを軸に、学内外の参加者による、専門の枠を超えた議論が活発に繰り広げられた。

本研究グループとしては、この日独の共同研究・共同作業の取り組みを、継続的交流の基盤として発展させていきたいと考えている。なお、本プロジェクト並びにシンポジウムの企画運用は、角松生史助教授（現神戸大学教授）の多大な御貢献なくしては実現できなかった。研究グループを代表して心から感謝申し上げる。